

入居者との面会について

新型コロナウイルス感染症は、本日より感染症法上の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」となりました。

しかしながら、当施設は高齢者施設であり、非常に感染しやすい新型コロナウイルス感染症に感染すれば、重症化になる高齢の入居者の方々が生活されています。

当施設においては、引き続き、適切な感染防止対策を継続する必要がありますと考えています。

よって、当施設に訪れられる面会者との面会条件を次のとおりとさせていただきます。

感染対策（検温・マスク等）をして、事務所に面会票を提出して下さい。

面会については、1直接面会と2間接面会があります。面会される方の状況に応じて、面会者が選択して下さい。

1 直接面会（コロナウィルスと関係無い方）

○適正な体温でない方、体調が悪い方は、2 間接面会を選択して下さい。

○面会者は、感染された方との接触・関係がない方。

○入居者が感染者にならない面会をお願いします。

・お互いにマスクをしましょう。

・入居者と1m以上の距離を保って下さい。

2 間接面会（最近、近くに感染者が居た方。正面玄関横「扉」を挟んだ短時間（約10分間）の面会になります。この場合、職員が立ち会います。）

○面会する前日までに事務所へ次の事項を連絡していただきますようお願いいたします。

・いつ（何日何時から）誰とご面会を希望されるか。

・入居者と面会について、ご連絡・打合せされたかどうか。

・他の場所での面会は、自粛していただきますようお願いいたします。

3 介護支援者の方は、前述に限らず面会出来ます。

以上、面会される入居者だけではなく、施設入居者全員のためにも守っていただきますようお願いいたします。

令和5年5月8日

ケアハウスおやべ施設長

介助支援者認定制度

ケアハウスおやべ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ケアハウスおやべ入居者と面会者の面会制限に伴い、入居者と面会できない特定の県からの面会者で、面会出来ないことにより入居者の居住環境・体調管理等が悪化に繋がらないよう介護支援者認定制度を創設するもの。

1 介護支援者の目的

- (1) 入居者居住環境向上の目的で、ケアハウスおやべによく訪れられる親族や介護支援業者。
- (2) (1) の他、入居者の体調維持・向上の目的で、ケアハウスおやべによく訪れられる親族や介護支援業者。(病院送迎等を含む。)
- (3) その他、入居者に必要な手続・行為を行う目的で、ケアハウスおやべによく訪れる親族。

2 介護支援者の認定資格

- (1) 介護支援者は、常日頃、感染対策「体調管理、検温、マスク着用、手洗い・掌消毒等の徹底」に務めること。
- (2) 介護支援者は、過去2週間、新型コロナウイルス感染拡大している地域へ行っていないこと。
- (3) 介護支援者は、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触が無いこと。
- (4) その他、ケアハウスおやべ施設長が特に必要と認める者。
- (5) 介護支援者は、上記(1)～(3)を守る宣誓書に署名することとし、守れない場合には、当施設に入らないこととする。

3 介護支援者の表示・権利委譲の禁止

- (1) 介護支援者は、介護支援者認定証を衣服の上に表示すること。
- (2) 介護支援者認定証の権利は、他の人に委譲できないこととする。

4 介護支援者の認定廃止

- (1) 感染症対策の特定の県でない者。
- (2) ケアハウスおやべ施設長から認定廃止とされた者。

以 上